

岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給
に係るプロポーザル審査要領

令和 8 年 度
岩 手 県 企 業 局

岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給 に係るプロポーザル審査要領

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給」（以下「本業務」という。）に係る協働事業者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る審査委員会」（以下、「委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された提案書等について、別紙に定める評価項目に基づき、審査を行うものとする。

2 審査委員会（プレゼンテーションを含む）の開催期日及び場所

- (1) 審査委員会（プレゼンテーションを含む）の開催期日 令和8年11月4日（水）予定
（予備日 令和8年11月5日（木）・6日（金）予定）
- (2) 開催場所 盛岡合同庁舎内 岩手県企業局大会議室 予定
 - ※ プレゼンテーションの開始時間及び開催場所については、別途通知する。
 - ※ プレゼンテーションの時間は、1者当たり45分程度（説明25分/質疑応答20分）とするが、参加者数により調整する。
 - ※ 応募するグループ数による、説明時間の増減はないもの。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、提案書等及びプレゼンテーションの結果に基づき、個別の審査項目ごとに評点を行う。
- (3) 上記(2)の評点の総得点により、順位を付して企業局へ報告するものとする。なお、総得点が高点の場合は、より高い点数を付けた委員数が多い者を上位者とし、審査委員会において合議の上、順位を決定するものとする。
- (4) 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して企業局に報告するものとする。
- (5) 参加者が1者のみであった場合でも、委員会において提案書等に基づく審査を実施し、本契約の候補者にふさわしいか否かを評価し、その旨を企業局に報告するものとする。
- (6) 応募するグループの数にかかわらず、企画提案のプレゼンテーションは応募者ごとに1回実施する。
- (7) 応募者が複数のグループに応募した場合は、応募した全てのグループについて提案内容を説明すること。なお、評点はグループごとに行うものとする。
- (8) 応募するグループにおいて、発電所立地地域への地域貢献策を企画提案する場合は、対象となる発電所立地地域を明確にすること。

プロポーザル評価基準

(1) グループ 4（胆沢第二発電所）以外のグループにおける評価基準

ア 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりとし、委員 1 人あたり 90 点満点として審査する。

審査項目	審査の視点	求める水準	配点
①供給計画の確実性	対象発電所の電力を活用した県内への販売プラン及び電源構成	◆県内の利用者にとって魅力のあるプランであるか ◆販売プランの電源構成は、再エネ比率が高いプランであるか	20
	県内での供給計画	◆令和 9 年 4 月 1 日以降の供給計画は、対象発電所の供給電力量を安定して上回っているか ◆契約期間内に県内供給を安定して行うことが出来る経営状況にあるか	20
②協働事業の取組	再生可能エネルギーの地産地消による地域への貢献	◆発電所立地地域にとって魅力ある地域貢献策を提案しているか ◆県内事業者や県民に対し魅力ある地域貢献策を提案しているか	20
	県の環境施策推進に寄与する取組	◆いわて県民計画など県の環境施策推進に寄与する取組であるか	15
	再生可能エネルギー普及促進に向けた県民への広報	◆企業局が発電した電力を活用し、地産地消と脱炭素化を進める取組であることを効果的に広報する提案内容であるか ◆再生可能エネルギーのイメージアップや理解促進につながる提案内容であるか	15
合 計			90

イ 評点基準

評点	特に優れた 取組・提案	十分な 取組・提案	妥当である	不十分な 取組・提案	提案なし (説明なし)
20 点	20	15	10	5	0
15 点	15	12	8	4	0

ウ 失格基準

0 点の評点項目がある場合、失格とする。

(2) グループ4（胆沢第二発電所）における評価基準

ア 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりとし、委員1人あたり100点満点として審査する。

審査項目	審査の視点	求める水準	配点
①試験電力量の購入	試験電力量の購入	◆参加者が提案する単価は企業局が設定する単価以上であるか（下回った場合は失格とする。なお、参加者が提案する単価及び企業局が設定する単価は公表しない。）	10
②供給計画の確実性	対象発電所の電力を活用した県内への販売プラン及び電源構成	◆県内の利用者にとって魅力のあるプランであるか ◆販売プランの電源構成は、再エネ比率が高いプランであるか	20
	県内での供給計画	◆試験電力量が発生する期間及び、令和9年4月1日以降の供給計画は、対象発電所の供給電力量を安定して上回っているか ◆契約期間内に県内供給を安定して行うことが出来る経営状況にあるか	20
③協働事業の取組	再生可能エネルギーの地産地消による地域への貢献	◆発電所立地地域にとって魅力ある地域貢献策を提案しているか ◆県内事業者や県民に対し魅力ある地域貢献策を提案しているか	20
	県の環境施策推進に寄与する取組	◆いわて県民計画など県の環境施策推進に寄与する取組であるか	15
	再生可能エネルギー普及促進に向けた県民への広報	◆企業局が発電した電力を活用し、地産地消と脱炭素化を進める取組であることを効果的に広報する提案内容であるか ◆再生可能エネルギーのイメージアップや理解促進につながる提案内容であるか	15
合 計			100

イ 評点基準

(ア) 「①試験電力量の購入」の評価点

(i) (提案単価) < (最低単価) の場合

失格とする。

(ii) (最低単価) ≤ (提案単価) の場合

最高額を提案した者を10点とし、その額から低い単価を提案した者の順に1点ずつ減じ、同額であった場合は同点とする。ただし、最低得点を1点とする。

例：参加者が4名の場合（A者、B者、C者及びD者）

(最低単価) ≤ (D者単価) < (C者単価) = (B者単価) < (A者単価)

➤A者：10点、B者：9点、C者：9点、D者：8点

(イ) (ア) 以外の評価点の目安

評点	特に優れた 取組・提案	十分な 取組・提案	妥当である	不十分な 取組・提案	提案なし (説明なし)
20点	20	15	10	5	0
15点	15	12	8	4	0

ウ 失格基準

0点の評点項目がある場合、失格とする。